申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		開発行為又は建築行為に関する証明書の交付
根拠法令等及び条項		都市計画法施行規則第60条
標準処理期	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
	抽货加取即即	令和 年 月 日最終変更
間	標準処理期間	10日
審査基準	根拠条項	都市計画法施行規則第60条
	参考事項	都市計画法、都市計画法施行法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、都市計画運用指針、開発許可制度運用指針、栃木県開発審査会条例、都市計画法施行細則、栃木県開発許可等審査基準、栃木県開発審査会運営規定、栃木市開発許可等審査基準、栃木市宅地開発指導要綱、栃木市都市計画法施行細則、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則、都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規模を定める条例、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	令和 年 月 日設定
		令和 年 月 日最終変更
	【基準】	
	法令の規定に	おいて判断基準が言い尽くされているため、審査基準の制定は不要であ
	る。	